

工事請負契約条件

2026年2月

大崎クールジェン株式会社

(目 次)

- 第1条 総 則
- 第2条 機密情報等の適切管理
- 第3条 契約の締結
- 第4条 仕様書の解釈等
- 第5条 工事用地等の確保等
- 第6条 乙の用地確保
- 第7条 関連工事の調整
- 第8条 諸法規等の遵守
- 第9条 安全の確保
- 第10条 環境保全等
- 第11条 権利義務の譲渡の禁止
- 第12条 一括委任又は一括下請の禁止
- 第13条 下請負人の通知等
- 第14条 知的財産権等
- 第15条 工程の承認
- 第16条 甲の工事立会者等
- 第17条 乙の現場代理人及び工事関係者
- 第18条 工事関係者等に関する措置請求
- 第19条 社給品及び貸与品
- 第20条 工事材料
- 第21条 工事用電力及び工事用水
- 第22条 仕様書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- 第23条 官庁検査
- 第24条 工事目的物の検査及び引渡し
- 第25条 検査の立会
- 第26条 仮設備等の整理
- 第27条 所有権の帰属
- 第28条 工事目的物の引渡前の使用
- 第29条 工事の遅延に対する措置
- 第30条 工事遅延に対する違約金
- 第31条 臨機の措置
- 第32条 工事の設計変更又は中止
- 第33条 契約内容の変更
- 第34条 物価変動等に基づく請負代金の変更

- 第35条 請負代金の支払
- 第36条 契約不適合責任
- 第37条 甲及び第三者に対する損害
- 第38条 危険負担
- 第39条 天災地変その他不可抗力による損害
- 第40条 契約の解除
- 第41条 契約解除の場合の取扱い
- 第42条 反社会的勢力への対応
- 第43条 談合等の不正行為に伴う違約金
- 第44条 違約金等の支払
- 第45条 特約条項
- 第46条 疑義の解明
- 第47条 裁判管轄及び準拠法

この「工事請負契約条件」(以下「契約条件」という。)は、大崎クールジェン株式会社(以下「甲」という。)と工事請負者(以下「乙」という。)との間で工事請負契約を締結するにあたって、双方が遵守すべき一般的な契約条件を定めたものである。

(総 則)

第1条 甲及び乙は、甲の発注する工事(以下「工事」という。)について、契約条件の定めるところにより工事請負契約(以下「契約」という。)を締結し、日本国の法令を遵守のうえ、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

2. 乙は、次の各号に規定する事項に従い、契約工期内に工事を完成するものとし、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

- (1) 甲が発行する注文書又は甲及び乙が共同して作成する契約書
- (2) 契約条件
- (3) 甲の定める仕様書、設計図書、その他工事関係書類(以下「仕様書」という。)
- (4) 前3号のほか甲の指示

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、甲が発行する注文書又は契約書、契約条件及び仕様書に特別な定めがある場合を除き、乙がその責において定める。

(機密情報等の適切管理)

第2条 甲及び乙は、契約の締結又は契約の履行において相手方から得られた、機密である旨を示された情報(以下「機密情報」という。)、及び個人情報(以下あわせて「機密情報等」という。)を適切に管理し、機密情報等の漏えい、消失、破壊、改ざん、又は電子情報に対する不正アクセス(以下「漏えい事故」という。)が生じないよう万全の対策を講じるとともに、自らの従業員ならびに下請負人に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 前項に定める機密情報等は、書面、口頭、電子記録媒体その他形態を問わない。

3. 甲及び乙は、契約の履行のために必要な範囲においてのみ機密情報等を取り扱うことができるものとし、この限度を超えて機密情報等を取り扱ってはならない。また、甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を受けることなく、機密情報等を第三者に提供・開示してはならない。ただし、機密情報については、次の各号の一に該当するとき、個人情報については第3号又は第5号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 開示時点すでに公知となっているもの
- (2) 自らの責に帰することなく公知となったもの
- (3) 下請負人の契約履行に必要とするもの
- (4) 開示時点で正当な権利に基づいて取得していたもの
- (5) 法令に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められたもの

4. 前項の規定に従い、甲又は乙が第三者に機密情報等を開示した場合において、甲又は乙は、当該情報に關し自らが負うべき同一の義務を当該第三者に負わせるとともに、当該第三者が当該第三者の責に帰すべき事由により漏えい事故を発生させたときは、自らが直接その責を負うものとする。
5. 甲及び乙は、契約の履行にあたって使用する従業員及び下請負人以外の者に、機密情報等を取り扱わせてはならない。機密情報等を取り扱う従業員及び下請負人に対し、その在職中及び退職後においても、機密情報等を秘密に保持するよう義務づけるものとする。
6. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなしに、機密情報等を複写、複製してはならない。ただし、契約の履行上必要最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りでない。
7. 甲及び乙は、必要がある場合機密情報等の取り扱いに関する責任者を選任し、相手方にその者の氏名、所属等を書面により通知するものとする。
8. 甲及び乙は、相手方の顧客・従業員等からその保有する個人情報の開示、訂正、削除、追加、利用停止又は消去等の請求があった場合に、迅速かつ適切な対応が図れるよう必要な体制を整備しておくものとする。
9. 甲及び乙は、契約の履行にあたって使用する従業員ならびに下請負人に対して、次の各号の情報漏えい事故防止対策を行うものとする。
 - (1) 機密情報等の無許可持ち出しの禁止
 - (2) 個人が所有する資産での機密情報等の取り扱い禁止
 - (3) 自ら及びその従業員ならびに下請負人が管理する資産のファイル交換ソフトの使用禁止
 - (4) 自ら及びその従業員ならびに下請負人が管理する資産のコンピュータウィルス感染防止
10. 甲及び乙は、必要により機密情報等の管理に関する教育・周知を機密情報等を取り扱う者に対し行うものとする。
11. 甲及び乙は、相手方から機密情報等の取り扱いについて、特別に指示・指導又は改善の請求があった場合には、自らの責任において、これに応じるものとする。
12. 甲及び乙は、甲乙双方が合意し必要と認めた場合、機密情報等の取扱いに関する責任者を選任するものとし、別途秘密保持契約を締結し、機密情報等の詳細な取扱いを定めるものとする。
13. 甲及び乙は、相手方に事前に通知のうえ、相手方の事業所又は相手方の下請負人の事業所に立入り、相手方又は相手方の下請負人における機密情報等の管理状況を調査することができるものとする。
14. 甲又は乙において漏えい事故が発生したときは、漏えい事故の発生原因の如何にかかわらず、甲又は乙は直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って直ち

に応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに漏えい事故及び応急措置の報告ならびに漏えい事故再発防止策を書面により相手方に提示しなければならない。

- 1 5. 甲及び乙は、漏えい事故が自らの責に帰すべき事由による場合は、前項のほか、漏えい事故の拡大防止や収拾のために必要な措置について、相手方の別途の指示に従うものとする。
- 1 6. 漏えい事故が甲又は乙の責に帰すべき事由による場合において、相手方が相手方の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、相手方は甲又は乙に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない。）を合理的な範囲で求償することができるものとする。なお、当該求償権の行使は、相手方の甲又は乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 1 7. 甲及び乙は、機密情報等について、次の各号に該当する場合は、直ちにその複製物も含めて相手方に返却するものとする。ただし、電子媒体を介さない電子情報又は甲の指示により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が判別できないよう必要な措置を施したうえで廃棄するものとする。
 - (1) 契約にもとづく使用目的が終了した場合
 - (2) 第32条の規定により工事が中止・打切りされた場合
 - (3) 第40条の規定により契約が解除された場合
 - (4) 相手方からその返却を求められた場合
- 1 8. 第1項から第6項、第13項から第16項は、契約の終了又は解除にかかわらず効力を有するものとする。

(契約の締結)

- 第3条 契約は原則として、甲が注文書を発行し、乙が注文請書を提出することにより締結する。
2. 甲は、必要と認められる場合は、乙に対し書面により着工の依頼をすることができる。この場合は、契約条件の該当する条項を準用する。
 3. 第1項の注文請書にかかる印紙税は、乙が負担するものとし、注文書及び注文請書に代えて契約書を作成した場合は、これに必要な印紙税は、甲及び乙が折半して負担するものとする。

(仕様書の解釈等)

- 第4条 仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、甲・乙協議して解決するものとする。

(工事用地等の確保等)

- 第5条 甲は、工事施工用地その他仕様書に定められた施工上直接必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が施工上必要とする日（仕様書に特別の定めがある場合は、定められた日）までに確保しなければならない。
2. 乙は、着工前に工事用地等の境界その他について、甲に指示を受けなければならない。
3. 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 工事の完了、仕様書の変更等によって工事用地等が不用になった場合において、当該工事用地等に乙が所有する又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む・以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
5. 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または工事用地等の修復・取り片づけを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復・取り片づけを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復・取り片づけについて、異議を申し出ることができず、また甲の処分又は修復・取り片づけに要した費用を負担しなければならない。
6. 第4項に規定する乙のとるべき措置の期限・方法については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(乙の用地確保)

- 第6条 乙は工事用地等以外で必要とする用地を乙の責任において、確保しなければならない。
2. 乙の確保すべき用地が、乙の責に帰する用地交渉の渋滞又は補償未済などにより、次の各号の一に該当する場合は、甲・乙協議のうえ、甲が乙の負担において、直接その解決にあたることができる。
- (1) 工事の施工上支障をきたした場合、又はそのおそれがある場合
- (2) 工事目的物の引渡後において、甲に迷惑を及ぼすおそれがある場合

(関連工事の調整)

- 第7条 甲は、乙の施工する工事と甲の発注に係る第三者の施工する工事が密接に関連する場合は、必要に応じ、その施工について調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、第三者が行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(諸法規等の遵守)

- 第8条 乙は、工事の施工にあたっては、工事の施工に関する関係諸法規及び仕様書等その他甲の定める諸規則を遵守するとともに、官公署等に対して、必要な許可の申請及び

諸願届等一切の手続を行わなければならない。ただし、法令等の規定により甲が自ら手続すべきものについては、この限りでない。

(安全の確保)

第 9 条 乙は、工事の施工にあたっては、安全に関する諸法規及び仕様書等その他甲の定める諸規則を遵守し、常に安全作業に努め、労働災害及び施設事故の絶無を期するとともに、一般公衆の安全確保にも留意しなければならない。

2. 乙は、万一災害事故が発生した場合は、仕様書の定めるところにより、甲に報告しなければならない。

(環境保全等)

第 10 条 乙は、工事の施工にあたっては、環境保全に関する諸法規及び甲の指示する事項を遵守し、騒音・振動・塵埃等の発生による環境に対する悪影響の防除に努め、一般公衆に対し一切の迷惑をかけないよう万全の措置を講じなければならない。

2. 乙は、工事の施工によって生じた廃棄物については、廃棄物処理に関する諸法規及び甲の指示する事項を遵守し、適切な処理をしなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 11 条 甲及び乙は、契約により生ずる権利又は義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し又は他の権利の目的としてはならない。ただし、あらかじめ、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 乙は、工事目的物及び第 21 条第 1 項の規定により検査に合格した工事材料（製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡・貸与し、又は抵当権その他 の担保の目的としてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第 12 条 乙は、工事の全部及びその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 前項但し書により甲の承諾を得た場合でも、乙は、当該第三者の行為について、甲に 対して一切の責を負わなければならない。

(下請負人の通知等)

第 13 条 甲は、乙に対して、必要に応じ下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2. 甲は、乙の下請負人について、不適当と認められる者がある場合は、乙に対しその理由を明示して、必要な措置を講じることを請求することができる。

(知的財産権等)

第14条 乙は、契約の履行にあたって、特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないように注意するとともに、万一紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において解決しなければならない。

2. 乙は、知的財産権等の所有者もしくは実施権者又はその代理人が、甲に対して提起した訴訟等の手続について、甲の支出した費用及び賠償金を負担するものとし、その額等については別途甲・乙協議する。
3. 前各項において、甲が工事材料・施工方法等を指定した場合に、仕様書等に知的財産権の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工程の承認)

第15条 乙は、仕様書に基づき、詳細な工程表を作成のうえ甲に提出し、その承認を受けなければならない。その工程を変更しようとする場合も同様とする。

2. 乙は、甲が承認した工程を厳守しなければならない。
3. 乙は、工事に着手する場合、速やかに甲に着工届を提出しなければならない。

(甲の工事立会者等)

第16条 甲は、工事の施工にあたっては、工事立会者等を選任し、乙に通知しなければならない。

2. 前項の工事立会者等は、契約条件及び仕様書の定めるところにより施工管理を行うものとする。

(乙の現場代理人及び工事関係者)

第17条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を定め、甲の承認をうけるものとする。また、変更する場合も同様とする。

2. 前項の現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、これを兼ねることができる。
3. 現場代理人は、工事現場に常駐し、乙を代表して工事の監督を行うほか、請負代金の変更、請求・受領、第18条第1項の請求の受理及び同条第2項の決定・通知、契約工期の変更及び契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

4. 乙は、前各項にかかわらず、自己の有する権限のうち、現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
5. 乙は、工事の施工上必要な技術要員、事務要員及び作業員（以下「工事関係者」という。）を適正に配置しなければならない。

（工事関係者等に関する措置請求）

- 第18条 甲は、現場代理人その他乙が工事施工のために使用している工事関係者で、工事の施工又は管理について不適当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 乙は、前項の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに甲に通知しなければならない。
 3. 乙は、甲の工事立会者等がその職務の施行につき不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 4. 甲は、前項の請求があったときは、当該請求の係る事項について決定し、その結果を速やかに乙に通知しなければならない。

（社給品及び貸与品）

- 第19条 甲が乙に無償で支給する工事材料（以下「社給品」という。）及び無償で貸与する建設機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、規格、数量及び引渡場所等は、仕様書に定めるところによる。
2. 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、社給品・貸与品の品名、規格、数量及び引渡場所等を甲・乙協議のうえ変更することができる。
 3. 乙は、甲から社給品の引渡しを受けた場合は、原則として、これと同一品目のものを工事現場に搬入してはならない。また、社給品ならびに貸与品は、他の工事へ転用してはならない。
 4. 乙は、社給品・貸与品の引渡しを受けた後、当該社給品・貸与品について使用に適当でないと認めたときは、その旨を速やかに甲に通知しなければならない。
 5. 甲は、乙から前項の通知を受けた場合、次のいずれかの措置をとらなければならない。
 - (1) 当該社給品・貸与品に代えて他の社給品を・貸与品を引き渡す。
 - (2) 理由を明示したうえで当該社給品・貸与品の使用を乙に請求する。
 6. 甲は、第2項及び前項の場合において、甲・乙協議のうえ契約工期及び請負代金を変更することができる。また、乙に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。
 7. 乙は、工事の完了、工事内容の変更等により社給品・貸与品が不要となった場合は、速やかに甲に返還しなければならない。

8. 乙は、社給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、故意または過失により社給品・貸与品を破損・滅失し、もしくは品質を低下させ、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事材料)

第20条 乙は、仕様書において甲の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲が、仕様書に別段の定めのない検査が必要と認められる場合に、これを行うとき、当該検査に要する費用は、甲の負担とする。

2. 乙は、前項の検査に合格した工事材料を甲の承認を受けないで、工事現場外に搬出または他に流用してはならない。

3. 乙は、第1項の検査に不合格となった工事材料を速やかに工事現場外に搬出しなければならない。

(工事用電力及び工事用水)

第21条 乙が工事に使用する電力及び水の支給範囲、取扱い等については、仕様書及び甲の指示するところによる。

(仕様書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第22条 乙は、工事の施工部分が仕様書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるとき、その他甲の責に帰すべき理由によるときは、甲は、必要があると認められるときは契約工期もしくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。

2. 甲は、乙が第20条第1項に違反した場合において、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3. 前項に規定するほか、甲は、工事の施工部分が仕様書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4. 前2項において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(官庁検査)

第23条 乙は、甲が法令等に基づく工事目的物の検査（以下「官庁検査」という。）を受ける場合は、これに協力しなければならない。

(工事目的物の検査及び引渡し)

第24条 乙は、工事が完了した場合は、速やかに検査申請書（兼）合格・引取証明書を甲に提出し、甲の竣工検査を受けなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

2. 前項の破壊検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
3. 乙は、甲の竣工検査に合格したとき、工事目的物を甲に引渡すものとし、工事完了届（兼）請求書を甲に提出するものとする。ただし、官庁検査を要するものについては、甲の竣工検査及び官庁検査に合格したとき、引渡すものとする。
4. 甲の竣工検査又は官庁検査に合格しない場合、乙は、甲の定めた期間内に修補し、改めて当該検査を受けなければならない。この場合、これに要する費用は全て乙の負担とする。
5. 乙は、前項により甲の定めた期間内に修補を完了し、当該検査に合格しても、契約工期に遅延した場合は、第30条の責を免れることができない。

(検査の立会)

第25条 甲は、仕様書に基づき、検査を行う。

2. 乙は、前項の検査に立会するとともに、必要に応じて甲を助勢するものとする。乙が立会しない場合、乙は、甲が行う検査の方法及び結果について、異議を申し立てることはできない。
3. 乙が第1項の検査に立会するためには、乙が負担するものとする。

(仮設備等の整理)

第26条 乙は、工事に使用した仮設備及び工事残材料を甲の承認を得て、契約工期までに逐次撤去しなければならない。ただし、竣工検査時又は官庁検査時に仮設備を残置しておく必要がある場合は、乙は、甲が別途指定する期日までに当該仮設備を撤去するものとする。

2. 乙は、工事に使用した甲の用地を契約工期までに甲の指示に従い、整備しなければならない。
3. 乙が前各項の処置を行わない場合、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。

(所有権の帰属)

第27条 工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、その程度において甲に帰属するものとする。

2. 前項の場合、乙は、工事目的物の引渡しを行うまでは、善良なる管理者の注意をもつてこれを管理するものとする。なお、これに要する保全の費用は乙の負担とする。

(工事目的物の引渡し前の使用)

第28条 甲は、工事目的物引渡し前において、乙の承諾を得て、工事目的物の既成部分の全部又は一部を使用し、もしくはこれに設備を付加することができる。この場合、甲は、その使用部分について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、乙に損害を及ぼした場合は、甲がその損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。

(工程及び工期の遅延に対する措置)

第29条 乙は、甲が承認した工程に遅延するおそれがある場合は、直ちに甲に通知し、甲の指示に従って施工方法の変更、工事関係者の増加、建設機械器具の増設等、遅延防止に必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の遅延により契約工期に遅延するおそれがある場合は、直ちに遅延理由及び竣工予定日を記載した遅延理由書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
3. 前項の措置に要した費用は乙の負担とする。ただし、天災地変その他不可抗力による場合は、その負担について甲・乙協議する。

(工事遅延に対する違約金)

第30条 甲は、乙が自らの責に帰すべき理由により、契約工期内に工事を竣工することができない場合は、違約金として、契約工期（竣工予定日）から起算して、遅延日数1日につき請負代金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の1,000分の1に相当する金額を乙に請求することができる。

2. 前項の遅延により、甲が受けた損害額が前項の違約金の額を超える場合、乙がその損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。

(臨機の措置)

第31条 乙は、災害防止上又は施工上必要がある場合は、臨機の措置を講じなければならない。この場合、乙は、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、甲との事前協議を要しない。

2. 前項但し書の場合、乙は、その講じた措置を速やかに甲に報告しなければならない。
3. 甲が災害防止上又は施工上必要と認め、乙に対し臨機の措置を求めた場合、乙はこれに応じなければならない。

4. 前各項の措置に要した費用は、乙の負担とする。ただし、天災地変その他不可抗力による場合は、その負担について甲・乙協議する。

(工事の設計変更又は中止)

- 第32条 甲は、地質の状況、監督官庁の命令、法律の変更、その他甲の都合により、工事の設計変更、工事の一部もしくは全部の中止、又は打切りを行うことができる。
2. 前項の場合、請負代金その他の契約条件を変更する必要がある場合は、その変更について甲・乙協議する。ただし、変更が必要な請負代金の額が少額な場合は、原則として請負代金の変更は行わない。
 3. 前項に基づき請負代金を変更する場合は、次の各号で定める基準により算定する。
 - (1) 仕様書等に定める工種(以下「工種」という。)の数量の増減にとどまる場合は、その契約単価による。
 - (2) 新規の工種単価を定める必要がある場合は、当該工事又はもより工事の同種もしくは類似工事の契約単価を基準として甲・乙協議のうえ、決定した単価による。
 - (3) 諸経費は、最終直接工事費が当初契約の直接工事費より20%以上増減する場合に、当初契約の直接工事費の20%を超える金額又は下廻る金額と当初契約の直接工事費の百分率の割合で増減する。
 4. 甲は、乙に通知して、第1項により中止された工事を再開させることができる。
 5. 第1項により乙が損害を受けた場合、甲がその損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。

(契約内容の変更)

- 第33条 甲は、必要があると認めた場合は、仕様、契約工期等(以下「契約内容」という。)を変更することができる。
2. 乙は、法令の変更又は新技術の導入等により必要と判断した場合は、仕様等の変更について、甲に提案するものとし、甲は、その提案をうけ、契約内容の変更について検討する。
 3. 前各項により、請負代金及び契約内容を変更する必要がある場合は、その変更について、甲・乙協議して決定するものとする。
 4. 前各項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙の責による場合を除き、甲は、その損害を賠償するものとし、その額については、甲・乙協議して決定する。
 5. 乙は、天災地変、第7条に定める関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により契約工期内に工事を竣工することができない場合は、遅滞なく甲に対しその理由を付した書面により、必要と認められる契約工期の変更を請求することができる。この場合、契約工期、請負代金及び契約内容の変更について、甲・乙協議して決定する。

(物価変動等に基づく請負代金の変更)

第34条 請負代金は注文書記載のとおりとする。請負代金には、本契約に関わる消費税相当額を含まない。

2 発注者又は請負人は、材料価格等に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負金の変更について協議を求めることができる。

3 前項の協議の申出があった場合は、発注者および請負人は誠実に協議を行い、必要に応じ請負金を変更するものとする。

(請負代金の支払)

第35条 請負代金は、乙が第24条第3項により工事目的物を甲に引き渡した月の翌月の甲所定の支払日に一括して支払う。

(契約不適合責任)

第36条 甲は、第24条第3項に基づき引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して、第27条に基づき工事目的物の所有権が移転した時点から起算し、次に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間、当該契約不適合に係る補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）を請求することができ、乙は、当該請求に応じなければならない。

(1) 鉄骨造又はコンクリート造の建物、その他土地の工作物 …… 2年

(2) 前号以外のもの ……………… 1年

ただし、当該契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、前号（1）の2年を10年、（2）の1年を5年とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合が重要ではなく、かつ、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、乙に対して当該履行の追完を請求することができない。

3. 乙は、契約不適合により、履行の追完によっては解消しえない損害を甲に与えた場合は、当該損害を賠償なければならず、その額については、甲・乙協議して決定する。

4. 甲は、契約不適合につき、乙に対して、相当の期間をもって履行の追完の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に履行の追完が行われない場合は、乙に対して、当該契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、当該履行の追完が、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙に対して、催告を要することなく直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号のほか、甲が催告をしても履行の追完を受けられる見込みのないことが明らかであるとき。
5. 乙が履行の追完を行った場合は、当該部分に係る契約不適合責任期間は、甲が当該履行の追完の完了を確認した時点から起算し、第1項の期間を準用する。
6. 契約不適合が社給品の品質又は甲の指示による場合は、第1項は適用しない。ただし、乙がその社給品の品質又は指示の不適当であることを知りながら、これを甲に報告しなかった場合は、この限りでない。

(甲及び第三者に対する損害)

- 第37条 乙は、工事の施工について甲に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。
2. 乙は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。
3. 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては乙が負担する。
4. 前3項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲・乙協力してその処理解決にあたるものとする。

(危険負担)

- 第38条 工事目的物の引渡完了前に、その工事目的物又は乙の管理する建設機械器具、仮設設備等について、破損・滅失、その他の損害（次条に定める損害は除く。）が生じた場合は、乙がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(天災地変その他不可抗力による損害)

- 第39条 天災地変その他不可抗力により工事目的物、現場搬入の建設機械器具、又は仮設設備等に重大な損害を受けた場合、その損害について甲・乙協議して決定するものとする。ただし、乙が適切な処置を施さず、又は明らかに注意を怠ったことにより損害が発生したと認められる場合は、乙が負担する。

(契約の解除)

第40条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、当該事象が乙の責に帰すべき事由によるものかにかかわらず、相当の期間をもって催告のうえ、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない場合
- (2) 乙が契約工期内に工事を竣工する見込みがない場合
- (3) 乙が正当な理由なく工事を中止、停止又は放棄した場合
- (4) 前各号のほか、乙が契約の各条項を遵守せず又はこれに違反し、もしくは誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合

2. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事象が乙の責に帰すべき事由によるものかにかかわらず、催告及びその他の手続きを要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の資格に異動が生じ、工事を続行する能力がないと認められる場合又は破産等のおそれがある場合
- (2) 乙が監督官庁から営業の停止等の処分を受けた場合
- (3) 乙が解散の決議をした場合
- (4) 乙が第三者からの仮差押え、仮処分又は強制執行等の申立てがあった場合、あるいは処分を受けた場合
- (5) 乙について破産・民事再生もしくは会社更生の申立て又は金融機関の取引停止の処分がなされた場合
- (6) 工事目的物に契約不適合がある場合において、目的物を除却した上で再び建設しなければ、乙が当該契約不適合を解消できない場合
- (7) 乙が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (8) 乙が債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合
- (9) 契約の工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過した場合
- (10) 前各号のほか、乙が契約に基づく債務を履行せず、甲が催告をしても契約の目的を達する見込みがないことが明らかである場合

(契約解除の場合の取扱い)

第41条 前条により契約が解除された場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 乙は、工事用諸設備等のうち、甲が工事施工上必要と認めたものは、これを甲に引渡さなければならない。

- (2) 乙は、工事の既成部分を現状のまま甲に引渡すとともに工事現場に残存する乙の材料のうち甲が必要と認めたものは、これを甲に引渡さなければならない。
 - (3) 前各号の場合の対価は、契約単価によるものとし、これによりがたいものは、甲・乙協議のうえ決定した価格による。
 - (4) 第1号及び第2号の場合、乙は、その引渡しを拒むことはできないものとし、甲は、当該物件の引渡完了後その対価を乙に支払わなければならぬ。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、既成部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。また、出来高払の場合は、出来高に対する既支払額をもってその対価の支払に充当することとし、これに不足がある場合、甲は、追加払いをし、余剰がある場合、乙は、これを甲に返還しなければならぬ。
 - (5) 乙は、貸与品及び未使用の社給品を甲に返還するとともに、速やかに工事現場を明渡さなければならない。
 - (6) 乙が正当な理由なく、甲の指定した期日までに引渡し、返還及び明渡しをしない場合は、乙の負担において甲が処理することができる。
2. 前条により契約を解除した場合、乙は違約金として、請負代金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する金額を解除者に支払わなければならない。ただし、甲が違約金によって補てんができない損害を受けた場合は、その損害額について、甲・乙協議のうえ、乙がその損害を賠償する。

(反社会的勢力への対応)

第42条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、催告することなく契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙又はその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合
- (2) 乙又はその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (3) 乙の下請負人もしくはその役員等（下請負が数次にわたる場合は、その全ての下請負人もしくはその役員等を含む。以下同じ。）又は甲との契約履行のために乙もしくはその下請負人が使用する者が、反社会的勢力である場合又は反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合で、乙が、当該下請負人との関係を速やかに遮断し又は当該乙もしくはその下請負人が使用する者を甲との契約履行から速やかに排除するなど、適切な対応ができないとき

2. 乙の下請負人もしくはその役員等又は甲との契約履行のために乙もしくはその下請

負人が使用する者が、前項第3号に該当することが判明した場合、乙は甲に速やかに報告するものとする。

3. 甲が第1項により契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償する責を負わない。

(談合等の不正行為に伴う違約金)

第43条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負金額(本契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額)の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、以下のいずれかに該当することになったとき。

イ. 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ. 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ. 独占禁止法第66条第4項の審決が決定したとき

ニ. 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む)の刑法第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

2. 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3. 乙の第1項に基づく違約金の支払は、甲の被った損害がこれを超過する場合における超過部分の甲の損害賠償請求を妨げない。

4. 前三項の規定は、本契約業務の履行が完了した後においても適用する。

(違約金等の支払)

第44条 甲又は乙は、相手方に支払うべき違約金・賠償金を相手方の指定する期日までに支払わなければならない。

2. 甲は、乙に支払うべき請負代金(消費税及び地方消費税相当額を含む。)から前項の金額を控除し、なお不足する場合は追加支払を求めることができる。

(特約条項)

第45条 甲及び乙は、必要に応じ契約条件と異なる条件により、契約を締結することができる。

2. 前項による特約は、契約条件に優先するものとする。

(疑義の解明)

第46条 契約条件の記載事項に疑義が生じた場合又は契約条件に定めのない事項については、甲・乙協議して解決するものとする。

(裁判管轄及び準拠法)

第47条 契約に関する訴訟については、広島地方裁判所（又は簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 契約は、全ての点で日本国の法令に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

以上